

一般社団法人 都市計画コンサルタント協会

協会レビュー 2016 年第2号

特集

認定都市プランナー制度 本格スタート!

154 人の第一期認定都市プランナーが承認されました。

最近、皆様の中にも「認定都市プランナー」という言葉を耳にした方がいらっしゃると思います。 認定都市プランナー制度は、優れた資質・能力、豊富な実務実績、及び業務に関する倫理性を有する都市計画実務専門家を、「都市プランナー」として認定・登録するもので、平成 27 年 10 月に創設されました。

この制度の運営は当協会をはじめ、日本都市計画学会、日本都市計画家協会、都市計画協会との連携協力により行われており、制度の発足を受け、本年4月に第一期の認定都市プランナーとして154名が承認され、本格的な運用がスタートしました。

まだ始まったばかりの制度でもあり、馴染みのない方もいらっしゃるかもしれません。そこで協会 レビューでは、本制度の本格的な運用がスタートしたタイミングに合わせ、特集を組むことにしまし た。コンテンツとしては、制度の概要と、学識経験者ならびに国土交通省よりいただいたコメントを 紹介します。

なお、制度の概要については、当協会内に設置された「都市計画実務専門家認定・登録制度特別委員会」の佐伯直委員長(エックス都市研究所)の了承のもと、「新都市 平成 27 年 12 月号(都市計画協会発行)」に掲載された原稿をもとに、協会レビュー編集部にて再編集したものを掲載します。(編集部 津端)

1. 制度の概要

(1) 創設の背景と経緯

平成 25 年4月1日、当協会は一般社団法人として新たなスタートを切りました。それを機に、新法人の基本姿勢と行動指針を内外に示すことを目的に、「新たな時代の都市づくりに向けて-新生都市計画コンサルタント協会のビジョン-」(以下「協会ビジョン」)を作成・公表しました。

「協会ビジョン」においては、当面の重点取り組みのひとつとして都市計画コンサルタントの「都市計画実務専門家認定・登録制度」(以下「本制度」)の創設を掲げました。また、新法



人の移行に併せて本協会の定款に「都市計画実務専門家の認定、登録」を加えました。

こうした背景のもと、当協会の中に都市計画実務専門家認定登録制度特別委員会(以下「特別委員会」)を平成25年4月に設置し制度創設に向けた検討をスタートしました。そして平成27年10月28日、当協会の理事会において本制度の施行規程が承認され、制度の発足に至りました。

(2) 創設の目的

都市計画関係業務は、近年ますます対象とする分野が拡大し、かつ実践的・専門的な能力に加えて、政策立案、合意形成、マネジメントなどその役割も多様化しております。

このため、本制度は、時代の変化に伴い多様な広がりを持つ都市計画関係業務を担う専門家のうち、優れた資質・能力、豊富な実務実績、及びこの業務に関する倫理性を有する都市計画実務専門家を、専門性を明らかにしたうえで「都市プランナー」として認定・登録し、都市計画業務の質的向上を図るとともに、都市計画コンサルタントの職能の確立と社会的地位の向上を図り、もって地域、社会経済状況に的確に対応した地域及び都市づくりに貢献することを目的に創設しました。

(3) 本制度の特徴

① 都市計画4団体の連携協力のもとに運営する

本制度は、本協会が認定登録するものですが、運営に当たっては当協会と連携団体(日本都市計画学会、日本都市計画家協会、都市計画協会。当協会を含め「都市計画4団体」と称する)が連携協力して行うものです。

② 実務実績を重視した評価選定を行う

実務専門家としての能力評価は責任のある立場での実務実績を十分に持っていることが重要と考えます。

そこで、本制度の評価選定の方法は、一度の筆記試験で評価するのではなく、第一ステップとして④で述べる会社や組織での実績をもとにした推薦、第二ステップとして専門分野での実務実績をもとにした口頭試問を行うことにより、実務専門家としての実績に重きを置いた方式を採用します。これは、従来の理工系出身者のみならず、多様な分野の出身者にも門戸を開けるという意味を含んでいます。



③ 専門性を明らかにする

これからの都市計画実務はますます専門的な知識、技術が求められてくると考えます。 そこで、本制度においては後に述べます 12 の専門分野を認定登録する方式を採用します。 さらに、より細かな専門分野も自己申告することが出来ることとしています。

これにより、既に技術士を取得している人が、本制度の認定・登録を受けて、得意な専門分野を明示することにより、実務専門家としての専門性を明確にすることが可能となります。

4 推薦方式の採用

本制度による認定登録の第一ステップは、当協会と都市計画学会、都市計画家協会に所属する都市計画実務専門家をそれぞれの団体が推薦基準に適合した人を推薦することとしています。 例えば当協会の場合は、会員企業の代表者もしくは都市計画部門の長が推薦することになります。

この推薦が、実務実績評価の第1段階のフィルターとなると考えています。

(4)制度のあらまし

① 対象者

基本的には、民間機関に属する都市計画実務専門家を対象とします。また独法や財団等の民間と行政の中間に存在する組織に属している人も推薦基準に適合していれば対象とします。

2 分類

認定都市プランナーは、次の3つの分類で登録します。ただし、「認定准都市プランナー」については第二期以降から認定登録を行います。また、「マスター都市プランナー」については対象者等についての具体的な方針を制度発足後検討し、出来るだけ早い時期に具体化する予定です。従いまして本稿については「認定都市プランナー」及び「認定准都市プランナー」に対する記述となります。

- ○「認定都市プランナー」…実務経験 15 年以上
- ○「認定准都市プランナー」…実務経験5年以上15年未満
- 〇「マスター都市プランナー」…長年にわたる都市計画功労者

③ 登録分野

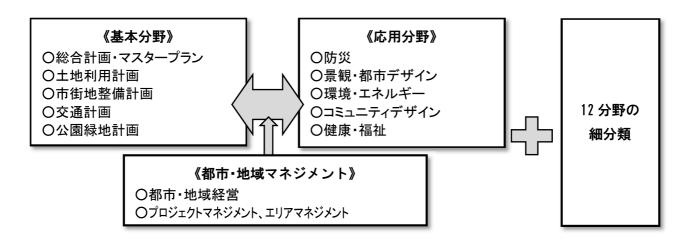
本制度は、専門性を明確にすることが大きなコンセプトであるため、ベースとして都市計画に関する基本的な知識、技術を有し、その上に自らの行う業務に関連する図 – 1 に示す 12 分



野の専門分野を明示して登録するようにします。

また、12 分野をもとに、より細かい専門分野の登録を自己申告により行うことが出来るようにしています。例えば、交通計画で交通施設計画が専門という形です。

図-1 登録分野



4 登録事項のデータベース化

「認定都市プランナー」及び「認定准都市プランナー」の登録事項はデータベース化し、本協会のホームページで公開する予定です。

<データベースのイメージ>

- ①認定された人
 - ●氏名 例)登録番号 111 認定・都市プランナー 山田 太郎
 - ●所属(会社名、部署、所在地、連絡先)
- ②認定された内容
 - ●区分 例)都市プランナー
 - ●専門分野 例)交通計画/駐車場計画
 - ●実務経験年数
 - ●登録専門分野の実務実績(専門分野における実務実績、その他都市計画分野における実務実績)

※上記、駐車場は細分類を示しています

⑤ 制度の運営体制

本制度の運営に当たっては、都市計画関連4団体が連携協力することを基本として、以下のような体制を構築します。(図-2参照)

- ○都市プランナーの認定・登録等、本制度の運営の実務的な役割を担う機関として当協会に 「認定都市プランナー制度運営委員会」を置く。
- ○専門家の新規または更新時における認定審査のための第三者機関として「認定都市プラン



ナー評価委員会」を、都市計画学会、都市計画家協会、及び当協会で構成し、認定審査業務にあたる。

○本事業全体の諮問機関として「認定都市プランナー連絡協議会」を都市計画4団体で構成し、運営や制度改定に対する助言を行う。

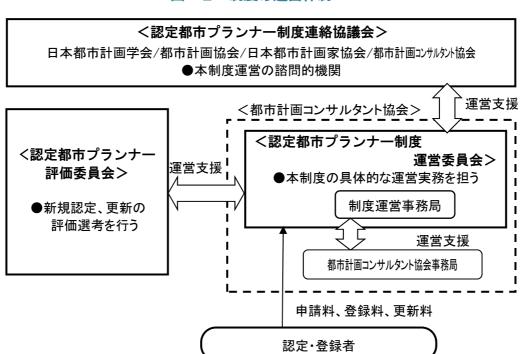


図-2 制度の運営体制

6 評価認定の方法

評価認定方法の基本的方針は以下の通りです。また、認定登録の大まかな流れは図 – 3の通りです。

- ○登録する専門分野の実務実績を重視し、学歴は問わない。
- ○公募ではなく、所属団体からの推薦方式を採用する。
- ○「認定都市プランナー評価委員会」による口頭試問を行い、実務実績の理解度を評価する。
- ○登録期間中の実務実績、取得 CPD ポイント等により更新評価を行う(更新期間は4年)。
- 〇都市計画4団体で同時並行的に進められている「優良業務登録事業」(e-job) との連携を 図る。

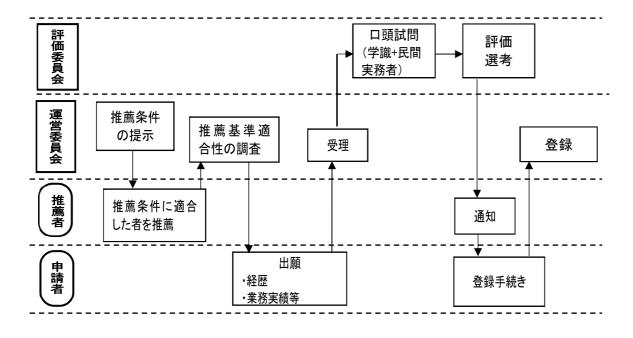


図-3 評価認定・登録の流れ

(5) 現在の状況

平成 27 年 10 月 28 日の制度発足を受け、第一期認定都市プランナーの推薦が行われ、平成 28 年 4 月 5 日の連絡調整会議にて第一期の認定都市プランナーとして 154 名が承認され、現在登録手続きを受け付けているところです。

また引き続き、今年度において第2期認定都市プランナーの評価認定を行う予定です。

(6) 本制度の活用方法

本制度は創設の目的で述べたような狙いがあるとともに、国や自治体等の都市計画業務の発 注の際に活用してもらうことも大きな狙いです。

具体的には、国や自治体等のプロポーザル方式の業務発注の際に、従来の資格制度に加えて、 その業務内容に適合する専門分野で認定を受けている認定都市プランナーを参加資格要件にす ることなどが想定され、その結果質の高い成果が期待されます。

また、認定都市プランナーを自治体等の都市政策のアドバイザーとして活用することや、地域のまちづくりへの専門家派遣として活用することなども想定されます。



2. 学識経験者ならびに国土交通省よりいただいたコメント

日本大学の岸井隆幸教授と、国土交通省都市局都市計画課の鎌田秀一施設計画調整官から、本制度 へ期待することを中心としていただいたコメントをご紹介します。

お二方とも、本制度の創設に大きく携わっていただきました。

認定都市プランナー制度に期待する

日本大学理工学部土木工学科 岸井隆幸

「都市計画・街づくりは行政の仕事」と思われがちであるが、具体的な作業を考えると、実は民間専門家の役割が極めて大きい。5年前の東日本大震災でも、その被害実態を調査分析し、復興の計画立案をサポートし、そして復興事業の運営を担っているのは民間の専門家集団である。ただ、残念ながら、わが国にはこうした専門家の職能を社会的に認め、能力を共有する仕組みが不足していた。そのため、街づくり分野でも職能に関係なく、「安さ」が判定基準となり、価格競争が密度の薄い仕事に繋がり、結果として社会の信頼を損なう、という悪循環を招きかねない状況が生まれている。

今回、誕生した認定都市プランナー制度は、自らが実際にどのような仕事をしてきたか、というキャリアを明らかにし、学識者も交えた専門家集団がお互いに仕事を担う力量を確認しあい、社会にその情報を開示する、いわばピアレビューの仕組みとなっている。こうした制度は、この分野の業務の社会的な役割再認識に役に立つと思われるが、同時に、今まで以上に自らを律し、研鑽を積む専門家としての責務の重さにもつながるものである。

少子高齢社会・都市間国際競争の時代を迎え、我が国の街づくりも大きく変わりつつある。 その担い手、リーダーである都市プランナープロ集団がこうして結束したことで、今まで以上に幅広く活躍されること、そしてさらにプロの技が磨かれること、に大いに期待するものである。



認定都市プランナー制度に期待すること

国土交通省都市局都市計画課 鎌田秀一

これまで不足する都市基盤の充実、人口の受け皿となる計画的な市街地の整備、中心市街地の活性化等の各種の都市政策上の課題に対して、地方公共団体と民間都市計画実務専門家(以下、「専門家」という。)が連携し、計画手法、整備手法を確立しながら都市づくりを行ってきたところです。

今後、都市の課題が複雑になり、少子高齢化、国際競争力強化等に対応した都市のマネジメントが求められる中で、①これまでの都市計画制度のツールについても、市街化調整区域の規制、都市計画施設の見直し、民間活力を活用した開発など、取り組みの高度化を図るとともに、②これまで都市計画の中で明確には位置づけられてこなかった各種の都市機能に着目し、その「魅力」を活かすことで、居住を含めた都市の活動を「誘導」する新たな取り組みが必要となっています。

これらの時代の要請に対して、認定都市プランナーとなる専門家の方々は、それぞれ認定された専門分野に関する取り組みの高度化に貢献していただくとともに、新しい都市計画の取り組みを行うための知識、技術力、創造力を高め、新たな都市マネジメントの牽引役となることを期待しています。

また、地方公共団体においても、専門家の能力・ノウハウを活用することの重要性について 認定都市プランナー制度を通して再認識し、専門家の育成や活動の支援に取り組むことを期待 しています。

協会レビュー 2016年第2号(平成28年6月発行)

発行元 一般社団法人都市計画コンサルタント協会

〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目一二番一八号 ハイツニュー平河 3 F

Phone 03-3261-6058 Fax 03-3261-5082 E-mail info@toshicon.or.jp

Website http://www.toshicon.or.jp/

編集責任者 須永和久